

GHQの戦後改革 = 五大改革指令！

①平和って“男女平等の世の中”の事です

1946年11月3日（文化の日）、**日本国憲法**公布！

1947年5月3日（憲法記念日）、**日本国憲法**施行！

新しい憲法の下では選挙権は

「**20歳以上の全ての男女**」に与えられた。

②平和な社会では“労働者の権利は守られます”

日本国憲法の『基本的人権』に基づいて、労働者に人権を認め、保護しようと決めた。**(労働組合法、労働関係調整法、労働基準法)**

もし社長がトンデモナイ人だったら、、、

団結権（一人じゃ弱い。みんなで集まって相談だ！）

団体交渉権（みんなで社長と話し合いにいくぞ！）

団体行動権（いざとなったらみんなでストライキだ！）

※ストライキは“みんなで仕事サボって社長を困らせる”という手段の事

これを**労働三権**って言うよ。



③平和な未来は“自由な教育”で作ります！

戦前のファシズムの教育をやめて、「**平和で民主的**」な社会を作るように勉強するようにしたんだ**(教育基本法)**

学校の制度も、「**6(小)3(中)3(高)4(大)**」に変えたよ。

(学校教育法)

青空教室で「**墨塗り教科書**」で勉強したんだよね。



④平和な社会に“治安維持法”は不要です！

人々の“思想”を取り締まる事なんてできない！GHQはファシズムに利用された**治安維持法**や**特高警察**を廃止したよ。

1925年治安維持法：政府に反対する考えを持った人を処罰する法律

※最初は「**社会主義**」を取り締まるためだったけど、次第に「**ファシズム**」以外の考えを処罰するようになってしまったんだ（泣）